

業務改善助成金

こんな事業主様にオススメです

- ・会社内の**設備機器・システムの新規導入や更新**をしたい
- ・賃上げや労働環境の向上をして、働きやすい環境を整えていきたい。

申請するための条件

- ①現在会社内の**最低賃金が927円～957円**の間であること(滋賀県の場合)
- ②その会社内の最低賃金から30円以上昇給すること
- ③就業規則が有ること(無い場合は当事務所にて作成いただけること)
- ④就業規則が既に有る場合、必要な改正に協力いただけること
- ⑤中小企業事業主で、不交付要件に該当しないこと



申請の流れと申請期間

- ①昇給と設備投資についての事業計画を相談させていただきます。
 - ②相談内容を基に、受給見込みがあるか当事務所が労働局に確認します。
 - ③導入予定の設備等について見積もり(2社以上)を取ってください。
 - ④当事務所にて計画を書面に落とし込み、労働局の審査を受けます。
 - ⑤問題なければ交付決定通知が届くので、事業計画に沿って昇給と、設備の購入手続きを行ってください。**※購入は必ず交付決定後です!**
 - ⑥昇給と設備の納品が済み次第、助成金の請求を行います。
- ※助成金は後払いのため、一旦会社で負担していただく必要があります。



助成率と上限額

助成率は**3/4**です。

※条件を満たせば**4/5**にアップする場合があります。

上限額は昇給する金額(30円～90円以上)と人数(1人～10人以上)に

よって変動しますので、**30万円～600万円**の幅があります。



事例と、対象となり得る設備機器

飲食店で会社内の最低賃金を30円上げて、タッチパネルのセルフオーダーシステムを導入
導入費用100万円 x 助成率4/5 = **助成金80万円**

対象となり得る設備機器など

レジシステム、業務上使用する専門機器やソフト、フォークリフト等の運搬車輛
条件を満たせばパソコンやタブレット、車、資格取得の費用も対象になります。

お問い合わせ先

TEL,077-514-1150

社会保険労務士法人 三榮会

住所：守山市大門町308番地1 FAX：077-581-3750 <https://www.saneikai-sr.com/>

相談は
無料です

お気軽に
お問い合わせ
ください。

2023.8.17